

議案第18号

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

墨田区印鑑条例（昭和50年墨田区条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第20条」に、「第20条―第22条」を「第21条―第23条」に改める。

第14条第3項中「以下」を「第18条ただし書において」に、「基づき」を「より」に改める。

第15条第5号中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

第16条中「同条第2項」を「第2項」に改める。

第18条ただし書中「基づき」を「より」に改める。

第19条第1項中「）の」の次に「規定による」を加え、同条第2項中「前条ただし書」の次に「の規定」を加える。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第3章中第19条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）

第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用し、多機能端末機（区の電子計算組織と通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために設定した暗証番号をいう。）を入力するこ

とにより、印鑑登録の証明の申請をし、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

(提案理由)

区民の利便の向上を図るため、コンビニエンスストア等の多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を行うことに伴い、その手続等について定める必要がある。